

# 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	自転車駐車場管理運営事業
-----	--------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市自転車駐車場の設置に関する条例（施行規則）、鳥取市自転車の放置の防止に関する条例（施行規則）		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	●実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	都市整備部	担当課	都市政策課
担当係	交通対策室	内線	2777 課 No. 55010
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり	
	節名	第1節 交流と文化によるまちのにぎわいづくり	
	細節名	第2 便利で快適な交通基盤の整備	
	施策名	①総合的公共交通体系の確立	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン 1 広域交流観光の展開			
事業区分	新規	継続	● 施策No. 31-02-01

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考	注意事項	
	事業内容	事業内容	事業内容	事業内容			
JR鳥取駅利用者に対し、自転車駐車場を設置、提供するとともに、車椅子利用者などの障害者にとって非常に危険な駅周辺の放置自転車を減少させる。	・鳥取市営鳥取駅高架下第1・2自転車駐車場(指定管理者) ・放置自転車防止対策	・鳥取市営鳥取駅高架下第1・2自転車駐車場(指定管理者) ・放置自転車防止対策	・鳥取市営鳥取駅高架下第1・2自転車駐車場(指定管理者) ・放置自転車防止対策 ・JR青谷駅前駐輪場整備	・鳥取市営鳥取駅高架下第1・2自転車駐車場(指定管理者) ・放置自転車防止対策		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。  (注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。	
事業の概要	・鳥取市営鳥取駅高架下第1・2自転車駐車場の管理運営(指定管理者) ・鳥取駅周辺の放置自転車禁止区域の見回り、撤去						
事業の対象者(交付先)	すべての市民						
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計		
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	10	9	30	28	77		
財源内訳(インプット)	一般財源	4	3	9	6		22
	国庫支出金			15	16		31
	県支出金						
	起債( )						
その他(撤去保管費、指定管理者納入金)	6	6	6	6	24		